

議案第70号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、首都高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、同条第7項の規定において準用する同条第3項及び第4項の規定により同意することの議決を求める。

平成21年2月12日提出

さいたま市長 相川 宗一

(別紙)

平成18年3月17日付け建土道計第1493号をもって同意のあった埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業について、当該事業中別紙3料金の額及びその徴収期間の一部を次のとおり変更する。

1(1)イの表中「産業道路出入口(仮称)から第二産業道路出入口(仮称)まで」を「新都心出入口からさいたま見沼出入口まで」に改める。

1(3)ア(ア)中「ETCシステム利用規程(平成17年10月1日)第2条第1号」を「ETCシステム利用規程(平成20年12月1日)第3条第1号」に改める。

1(3)イ(イ)中「日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第25条第3項の規定により道路整備特別措置法第3条第2項第4号の料金の額とみなされた額」を「平成18年3月31日付けで国土交通大臣から許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」別紙-21「料金の額及びその徴収期間」による料金の額」に改める。

1(3)ウ(イ)aを次のように改める。

a 下表を適用する。ただし、本割引の割引額について10円未満の端数があるときは、これを10円単位に四捨五入した額とする。

区分	時間帯	割引率
月曜日から土曜日まで	0時以後6時前	20%
	22時以後24時前	20%
日曜日及び祝日	終日	20%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。以下同じ。

1(3)ウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 日曜日及び祝日における割引率は、aの規定にかかわらず、会社が別に定める日から平成23年3月31日までの間、普通車にあつては30%とし、本割引の割引額について50円未満の端数があるときは24捨25入により、50円を超え100円未満の端数があるときは74捨75入によ

り、50円単位の端数処理をした額とする。

1(3)オ(イ) a を次のように改める。

a ETC車両単位割引

(ア)の自動車が使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、現行料金の額に定めた月間利用金額及び割引率を適用する。

1(3)オ(イ)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b ETC契約単位割引

(ア)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間利用平均額が5千円を超える場合にあっては、当該利用者の a に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し5%の割引率を適用する。

1(3)キ(イ)中「割引率は50%以下とし、」を削る。

3(2)ア中「平成20年度における、会社が別に定める日以降は」を「平成23年度以降における会社が別に定める日から」に改める。